

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

改正案

目次			
第一章～第三章（略）			
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件			
第一節～第二節の八（略）			
第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）			
（を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）			
第二節の九～第九節（略）			
第五章（略）			
附則			
（空中線電力の許容偏差）			
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
送信設備	許容偏差	上限（パーセント）	下限（パーセント）
二 短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、マルチメディア放送（移動受信用地上放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）に限る。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備	（略）	一〇	二〇
（略）	（略）	（略）	（略）

現行

目次			
第一章～第三章（略）			
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件			
第一節～第二節の八（略）			
第二節の九～第九節（略）			
第五章（略）			
附則			
（空中線電力の許容偏差）			
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			
送信設備	許容偏差	上限（パーセント）	下限（パーセント）
二 短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備	（略）	一〇	二〇
（略）	（略）	（略）	（略）

（傍線部分は改正部分）

第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の七 この節の規定は、超短波放送のうちデジタル放送（衛星補助放送を除く。）を行う放送局のマイクrohon増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う放送局の撮像装置又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクrohon増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第一節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の二に示す許容範囲内に

第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の七 この節の規定は、超短波放送のうちデジタル放送（衛星補助放送を除く。）を行う放送局のマイクrohon増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

あること。

二 放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の三に示す許容範囲内にあつたこと。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
6 100MHzを超え470MHz以下	1～4 (略) 5 放送局(注21、51) (1) 超短波放送のうちデジタル放送(衛星補助放送を除く。)又はワルチメディア放送を行う放送局 (2) その他の放送局 6～10 (略)	1 Hz 500Hz
(略)	(略)	(略)

注1～20 (略)

21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHzから770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する。  
(1)～(4) (略)  
(5) ワルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第三章の2第

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
6 100MHzを超え470MHz以下	1～4 (略) 5 放送局(注21) (1) 超短波放送のうちデジタル放送(衛星補助放送を除く。)を行う放送局 (2) その他の放送局 6～10 (略)	1 Hz 500Hz
(略)	(略)	(略)

注1～20 (略)

21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470MHzから770MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1W以下の送信設備については、別に指定する。  
(1)～(4) (略)

1節に規定する放送を行う放送局（(7)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの

- (6) ワルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行う放送局（(7)イに規定するものを除く。）

$$B \times 10^3 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

B及び $N_{\text{FFT}}$ は、デジタル放送の標準方式別表第十九号の十五に示す使用する周波数帯幅及び同表別記に示す共通サズキヤリア総数とする。以下この注において同じ。

- (7) ワルチメディア放送を行う放送局であつて、他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行う放送局

(7) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz

(イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz

イ デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行う放送局  $B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$

22～48 (略)

49 単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域（放送法第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。）において、他の放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）と近接する放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。）を構成する2以上の放送局にあつては、この表の7の項中 4（1）並びに注21ただし書及び（3）の規定によるほか、当該2以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

51 単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域（放送法第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。）において、他の放送局（デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うものに限る。）と近接する放送局（デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うものに限る。）が、当該他の放送局と同一の放

22～48 (略)

49 単一周波数ネットワーク（同一の放送対象地域（昭和25年法律第132号）第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。）において、他の放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）と近接する放送局（テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。）が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。）を構成する2以上の放送局にあつては、この表の7の項中 4（1）並びに注21ただし書及び（3）の規定によるほか、当該2以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の放送局にあつては、この表の6の項中5(1)並びに注21ただし書及び(7)アの規定によるほか、当該2以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

別表第二号 (第6条関係)

第32 X 7 W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6,000/14 \times n + 38.48)$  kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、 $n$ はデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第55 X 7 W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うもの  
 $6,000/14 \times n + 38.48$  kHzの小数点以下を切り上げた値  
ただし、 $n$ はデジタル放送の標準方式第22条の5第2項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。
- 2 デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行うもの  
デジタル放送の標準方式第22条の11第1項の周波数帯幅

別表第三号 (第7条関係)

5 放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。  
(5) 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、マルチメディア放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の送信設備(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

別表第二号 (第6条関係)

第32 X 7 W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6000/14 \times n + 38.48)$  kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、 $n$ は標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4条の5第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

別表第三号 (第7条関係)

5 放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。  
(5) 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の送信設備(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	100μW以下	(略)

注 マルチメディア放送を行う放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の先頭電力の値とする。

別図第四号の八の八の二 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第37条の27の11の3第1号関係)

搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
$\pm(3 \times n / 14 + 0.25 / 126)$ MHz	$101 \log(10 / (6000 / 14 \times n))$ dB / 10kHz	上限
$\pm(3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 1 / 14)$ MHz	$-20 + 101 \log(10 / (6000 / 14 \times n))$ dB / 10kHz	上限
$\pm(3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 3 / 14)$ MHz	$-27 + 101 \log(10 / (6000 / 14 \times n))$ dB / 10kHz	上限
$\pm(3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 22 / 14)$ MHz	$-50 + 101 \log(10 / (6000 / 14 \times n))$ dB / 10kHz*	上限

\* 空中線電力が  $0.025 \times n / 13W$  を超え  $2.5 \times n / 13W$  以下の無線設備にあ

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	100μW以下	(略)

注 空中線電力は、映像送信設備の先頭電力の値とする。

つては $-(73.4 + 101 \log P)$  dB/10kHz、空中線電力が $0.025 \times n/13$ W以下の無線設備にあつては $-57.4$  dB/10kHzとする。

注1 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量 $101 \log(10/(6000/14 \times n))$  dB/10kHzを上限とすることができる。

2 搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として $\pm(2.5 \times (6/14 \times n + 38.48/1,000))$  MHzとする。

3 nは、デジタル放送の標準方式第22条の5第2項のOFDMレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

4 上表にかかわらず、202.5MHzの周波数における空中線電力Pの上限は、以下に示すとおりとする。

空中線電力	202.5MHzにおける空中線電力の上限
$P > 1,000/6$ W/MHz	$-62.4$ dBW/10kHz
$1,000/6 \geq P > 100/6$ W/MHz	$101 \log(P) - 20 - 65$ dBW/10kHz
$100/6 \geq P$ W/MHz	$-72.4$ dBW/10kHz

別図第四号の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第37条の27の11の3第2号関係)

搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
$\pm(3 \times 13/14 \times B/5.55 + 0.25/126)$ MHz	$-101 \log(5550 \times 8000/8192/10 \times B/5.55)$ dB/10kHz	上限
$\pm(3 \times 13/14 \times B/5.55 + 0.25/126 + 1/14)$ MHz	$-(20 + 101 \log(5550 \times 8000/8192/10 \times B/5.55))$ dB/10kHz	上限
$\pm(3 \times 13/14 \times B/5.55 + 0.25/126 + 3/14)$ MHz	$-(27 + 101 \log(5550 \times 8000/8192/10 \times B/5.55))$ dB/10kHz	上限
$\pm(3 \times 13/14 \times B/5.55 + 0.25/126 + 22/14)$ MHz	$-(50 + 101 \log(5550 \times 8000/8192/10 \times B/5.55))$ dB/10kHz*	上限

\* 空中線電力が $0.025 \times B/5.55$ Wを超え $2.5 \times B/5.55$ W以下の無線設備にあつては $-(73.4 + 101 \log P)$  dB/10kHz、空中線電力が $0.025 \times B/5.55$ W以下の無線設備にあつては $-57.4$  dB/10kHzとする。

注1 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表に

かかわらず、平均電力Pからの減衰量 $-10\log(5550 \times 8000 / 8192 / 10 \times B / 5.55) \text{ dB} / 10\text{kHz}$ を上限とすることができる。

2 B1は、デジタル放送の標準方式第22条の11第1項の周波数帯幅とする。

3 搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として $\pm 2.5 \times B \text{ MHz}$ とする。

4 上表にかかわらず、202.5MHzの周波数における空中線電力Pの上限は、以下に示すとおりとする。

空中線電力	202.5MHzにおける空中線電力の上限
$P > 1,000 / 6 \text{ W} / \text{MHz}$	$-62.4 \text{ dBW} / 10\text{kHz}$
$1,000 / 6 \geq P > 100 / 6 \text{ W} / \text{MHz}$	$10\log(P) - 20 - 65 \text{ dBW} / 10\text{kHz}$
$100 / 6 \geq P \text{ W} / \text{MHz}$	$-72.4 \text{ dBW} / 10\text{kHz}$